

# CPA通信

2012年6月

Vol.64

## 新会計基準・税制改正

復興特別法人税は平成24年4月から3年間、

復興特別所得税は平成25年から25年間課税されます。

### I 新会計基準

### II 税法改正関連

- 1、法人課税
- 2、所得税
- 3、消費課税
- 4、その他

発行



経営改善に取り組みませんか。

**島田公認会計士・税理士事務所**

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

## I 新会計基準

### 1、過年度遡及会計基準（平成23年4月1日以後開始事業年度から適用）

従来、会計方針の変更や過去の誤謬の訂正の場合には、「前期損益修正」として当期の特別損益で処理していたが、今後は次のように処理する。

- ①会計方針の変更・・・変更後の会計方針を過去に遡及適用し、当期の資産・負債・剰余金の期首残高を修正する（税務との不一致は別表で調整）。
- ②誤謬の訂正・・・過去の決算書を訂正し、当期の資産・負債・剰余金の期首残高を訂正する（税務との不一致は別表で調整）。

## II 税法改正関連

### 1、法人課税

#### ①法人税率の引き下げ（平成24年4月1日以後開始事業年度から）

実行税率で約35%になるように法人税率が引き下げられる。

	現行		改正後	
	8百万円以下	8百万円超	8百万円以下	8百万円超
普通法人	30%		25.5%	
中小法人	22% (18%)	30%	19% (15%)	25.5%

- (18%) は、24.3.31 まで終了事業年度に適用  
(経過措置で 24.4.1 前開始 24.4.1 以後終了事業年度にも適用)
- (15%) は、24.4.1~27.3.31 開始事業年度に適用

#### **check**

税効果会計適用上の実効税率の変更に伴い、繰延税金資産の取り崩しが必要になる。特別償却準備金の税効果も減額となるので、準備金の積み増しが必要。  
当期純利益の減少要因となる。

#### ②復興特別法人税

(平成24年4月1日～平成27年3月31日までの間の開始事業年度から3期間)

- 法人税額（特別控除後）の10%

#### **check**

利子・配当等に対して所得税とは別に復興特別所得税（所得税額の2.1% 平成25年より25年間）が源泉徴収されるので、源泉徴収された復興特別所得税は、復興特別法人税から控除する。

#### ③定率法の償却率の変更（平成24年4月1日以後の取得から）

従来の定額法の償却率を2.5倍した250%定率法償却が200%定率法償却となる。  
平成24年4月1日前開始事業年度については、現行の償却率によることができる。

④欠損金の繰越控除の制限（平成24年4月1日以後開始事業年度から 中小法人を除く）

- ▶青色欠損金の繰越控除限度額が、控除前所得の80%の額までに制限される。
- ▶繰越期間は7年から9年に延長される（平成20年4月1日以後終了した年度の欠損金から適用）。
- ▶これに伴い帳簿の保存期間が9年間に延長。

⑤貸倒引当金の適用法人を限定（平成24年度以後 中小法人を除く）

金融・保険業等の法人に限定される（中小法人を除く）。

⑥一般寄付金の損金算入限度額

現行の2分の1まで縮減

## 2、所得税

①復興特別所得税（平成25年から25年間）

- ▶所得税額の2.1%
- ▶個人の所得税のほか給与、利息、配当等の源泉徴収にも適用される。

②給与所得控除の上限設定（1500万円超一律245万円）平成25年分以後

## 3、消費課税

①仕入税額控除の縮減（平成24年4月1日以後開始する課税期間から）

課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れの全額を控除しているが、課税売上が5億円超の会社は、全額控除はできなくなる。一括比例配分又は個別対応方式で仕入税額控除を計算することになる。

**check**

現在の課税売上割合の確認

## 4、その他（未成立）

①相続税・贈与税

基礎控除の引き下げ等・・・平成27年1月1日～